

た か し ば ち く か っ せ い か け い か く
高柴地区活性化計画

栃木県日光市
栃 木 県
平成21年 1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	高柴地区活性化計画						
都道府県名	栃木県	市町村名	日光市	地区名(※1)	高柴地区	計画期間(※2)	H20～H24

目 標：(※3)
農業用排水施設等の機能の確保(10.0ha)をおこなうことにより、効率的な農業生産と維持管理及び労力等の節減を図り、安定した水田農業経営の確立を図ることで、当地域の農家戸数を平成20年度20戸に対して平成24年度18戸の2戸の減に留めることを目標に掲げ定住化を促進する。

目標設定の考え方

地区の概要：

本地域は日光市の南東部に位置し、一級河川板穴川の左岸側高台に開けた標高330m程の水田地帯である。用水は一級河川小百川から取水し、二宮掘(計画路線)によって導水されている。
農地は山間部の傾斜地にあり、水田は小規模に分散しており、担い手を中心とした農地の集積化、麦・大豆・そば等作物の多様化による収益性の高い農業・農村への転換が図られている。

現状と課題

地元水利組合では基幹的な排水路の末端として維持管理をおこなっているが、地形の関係上出水時に水が集中するうえ、土水路であるために漏水が激しく、営農上も苦慮している状況にある。
耕作条件の悪化は農家の経営意欲を低下し、農地の維持管理不足や耕作放棄地を生み、農家の地域離れの要因ともなっている。そのため、基幹水路の改修を緊急課題として、農業用排水施設の整備事業導入が要望されている。

今後の展開方向等(※4)

水路L=493mを整備して農業用排水施設機能を確保することで、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農家の経営意欲の向上による安定した農業経営の持続、展開を図り、農家戸数の減少を抑制し、当地域の定住化を促進する。

(記入要領)

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
日光市	高柴地区	基盤整備(農業用排水施設)	日光市	有	イ	H20～H23

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容に

について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

高柴地区(栃木県日光市)	区域面積(※2)	150ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係： 当該地域は、土地の約80%を農林地面積が占め、農林漁業従事者が約46%を占める。		
②法第3条第2号関係： 当該地域は、農家戸数の減少・高齢化傾向を改善するために、基盤整備を実施し、生産性の向上、農家所得の増加・農家の経営意欲を向上させることで、安定した農業経営の確立による地区の活性化をおこない、定住化を促進することが必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係： 当該地域は、水田と平地林に囲まれた地域で、住宅が点在する集落形態であり、都市計画法の用途指定が無く市街地を形成している区域以外の農村である。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

現在の農家戸数は農家台帳により計上しているが、平成24年度に達成状況の評価したい為、計画期間完了後も当該年度の農家台帳により農家戸数の変動を把握する。公表にあたっては第三者の意見聴取により正確性を確保する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。